

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇告示 国民健康保険法第三十七條第三項の規定による申出の受理があつたものとみなされるもの
土地改良区役員就任等の届出
◇教委告示 臨時教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第二百六十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
山井内科医院	米子市西福原西原堂	昭和四十一年四月二十三日
岩井医院神戸分院	鳥取市中砂見三七〇ノ一	"
野津医院	卯垣一四〇ノ二	"

中河原診療所 七 岩美郡国府町字中河原七
森 医院 二 字谷一三ノ
井上齒科診療所 八 八頭郡那家町那家三九番

鳥取県告示第二百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、又は住所変更した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十一年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

海士土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根 秀雄	岩美郡福部村大字細川三三六番地
" 井手野友芳	海士六二九
" 濱本 重利	湯山三五九
" 山本 康吉	海士五八
" 難波 正則	五五八
" 山本 利幸	五六一
" 田川 重一	細川三〇六
" 中村 幸治	三三七
" 谷本 常雄	岩戸一一九



岩崎藤吉郎 一二四〃の三
 濱本 助市 海士五二二〃
 監事 井手野万寿雄 六三三〃
 〃 宮本 定男 岩戸二八一〃
 〃 横山英太郎 細川三四三〃
 昭和四十一年一月十七日設立總會において総選挙の結果当選し二月二十日就任 任期四年
 勝谷土地改良区
 変更した役員の名及び住所
 変更前
 監事 高木菊太郎 気高郡鹿野町大字岡木五四八番地
 変更後
 監事 高木菊太郎 気高郡鹿野町大字岡木五四六番地
 青谷町土地改良区
 退任した役員の名及び住所
 理事 細川 綱蔵 気高郡青谷町大字長和瀬
 〃 岡 義實 〃
 〃 山本繁太郎 〃
 〃 西村 正一 〃
 〃 中田徳太郎 〃
 〃 東上 敬蔵 〃
 監事 寺田 寛治 〃
 〃 寺田 友蔵 〃
 〃 松下 勉 〃

任期満了により退任
 就任した役員の名及び住所
 理事 細川 綱蔵 気高郡青谷町大字長和瀬五四番地
 〃 岡 義實 〃 九四〃
 〃 山本繁太郎 〃 一〇九〃
 〃 西村 正一 〃 一〇八〃
 〃 中田徳太郎 〃 八三〃
 〃 東上 敬蔵 〃 六〇〃 第二
 〃 源徳 保行 〃 一〇二〃
 監事 寺田 寛治 〃 八七〃
 〃 寺田 友蔵 〃 一四七〃
 〃 松下 勉 〃 八四〃
 昭和四十一年一月四日通常總會において総選挙の結果当選し二月七日就任 任期四年
 日光村西成土地改良区
 退任した役員の名及び住所
 理事 神庭 静人 日野郡江府町大字吉原
 〃 山本 幸人 〃
 〃 中祖 近好 〃
 〃 神庭 義男 〃
 〃 清水 林栄 〃 柿原
 〃 清水泰太郎 〃 吉原
 監事 妹尾 輝司 〃 柿原
 〃 奥田 仁 〃

任期満了により退任
 就任した役員の名及び住所
 理事 山本 幸人 日野郡江府町大字吉原一、三六五番地
 〃 神庭 静人 〃 一、三五〇〃
 〃 神庭 義男 〃 一、三三九〃
 〃 小澤 勝彦 〃 一、三八二〃
 〃 奥田 敏明 〃 柿原八二八〃
 〃 清水泰太郎 〃 一、三七五〃
 監事 妹尾 輝司 〃 吉原一、三八一〃
 〃 奥田 恒春 〃 柿原八二五〃
 昭和四十一年二月十五日通常總會において選挙の結果当選し三月三日就任 任期二年

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年五月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一日時 昭和四十一年五月二十六日、午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 県立図書館規程の一部を改正する規則について

2 その他